

建築工事監督要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市工事監督規程（平成18年4月1日訓令甲第14号、以下「規程」という。）第5条の規定に基づき、建築工事並びにこれに付帯する設備工事の監督に関し、必要な事項を定めるものとする。

(監督員の指定)

第2条 監督員は、工事の請負契約ごとに主管課長が指定する。

2 前項の規定による監督員の指定は、書面により行う。監督員を変更する場合も、同様とする。

3 総括監督員には工事を担当する課の長又はこれに準ずる職にある者（以下「課長級職員」という。）を、主任監督員には工事を担当する係の長又はこれに準ずる職にある者（以下「係長級職員」という。）を、担当監督員にはその他の職員をもって充てるものとする。なお、職員には、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4及び第28条の5に定める再任用職員を含む。

4 前項の規定にかかわらず、担当監督員については、地方公務員法第3条第3項第3号に定める非常勤の嘱託員として雇用されている者、同法第22条第2項に定める臨時的に任用されている者、及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号に定める育児休業代替任期付職員を指定することができる。

5 規程第3条第4項に定める主管課長が必要と認めるときとは、総括監督員及び主任監督員をそれぞれ別に指定することが困難であるときであって、この場合は、第3項の規定にかかわらず、総括監督員に係長級職員を、又は主任監督員に課長級職員を充てることができる。

6 前号において主任監督員に課長級職員を充てる場合は、担当監督員に係長級職員を充てることができる。

(監督業務の分類)

第3条 規程第4条で規定される監督員の業務は、担当監督業務、主任監督業務、総括監督業務に分類するものとし、その内容はそれぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1)担当監督業務

- ① 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議
- ② 契約図書に基づく工事の実施のために契約の相手方が作成した詳細図等の承諾
- ③ 契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査及び工事材料の試験若しくは検査の実施
- ④ 関連する2以上の工事の工程等の調整
- ⑤ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の主任監督員に対する報告
- ⑥ その他主任監督員から指示された事項

(2)主任監督業務

- ① 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の総括監督員に対する報告
- ② 担当監督員の指揮監督並びに主任監督業務及び担当監督業務の掌理

③ その他総括監督員から指示された事項

(3) 総括監督業務

① 主任監督員及び担当監督員の指揮監督並びに監督業務の掌理

2 主管課長は、監督員の指定にあたって特に必要があると認める場合は、前項第1号①、②、③、④のうち必要な業務を主任監督業務とすることができる。

(監督員の任務区分)

第4条 担当監督員は担当監督業務を、主任監督員は主任監督業務を、総括監督員は総括監督業務をそれぞれ担当する。

(監督業務の委託)

第5条 契約規則第55条により本市職員以外のものに監督を委託する場合は、その業務は第3条第1項第1号の職務内容の範囲内とする。

(設計図書等の疑義)

第6条 監督員は、設計図書等に疑義があるとき若しくはこれらに明記されていない事実を発見したとき又は現場の状況により工法その他の変更を適当と認めるときは、上司の指示を受けなければならない。

(軽微な変更)

第7条 請負金額及び工期等に変更がない場合で、現場の納まり、取付け位置又は施工方法を多少変える程度のもので、軽微な変更と認められるときは、担当監督員の判断で変更することができる。この場合、担当監督員は、それらの状況を、すみやかに上司に報告しなければならない。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成18年4月28日から施行する。

(旧施行細則の廃止)

2 工事監督規程施行細則（平成11年4月1日施行）は、廃止する。

(経過措置)

3 工事着手日が施行日以前の建築工事並びにこれに付帯する設備工事の監督業務については、引き続き平成11年4月1日改正の工事監督規程施行細則を適用することができるものとする。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。